

釧路地域4市町

# 合併協議会だより

釧路市・阿寒町・白糠町・音別町～魅力と活力あふれるまちづくりを目指して～

- ◆編集・発行 釧路地域4市町合併協議会
- ◆所 在 地 〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地  
TEL 0154-31-8580・31-8781 FAX 0154-22-7060
- ◆ホームページ <http://www.kushiro-gappei.jp>
- ◆Eメール 4shityo@kushiro-gappei.jp

第5号

平成17年1月1日発行

「合併協定項目」や「住民説明会」などについて協議された第5回協議会（写真は小山広報広聴小委員長）



## 全ての合併協定項目の協議が終了

「新市建設計画」や「(仮称)地域協議会」などを承認

去る12月14日に第5回釧路地域4市町合併協議会が釧路市内で開催され、これまで関係小委員会で協議が進められてきました7項目の「合併協定項目」についての協議が行われ、それぞれ承認されました。

合併協議会は、今回の全体会議で50項目にわたる全ての「合併協定項目」についての協議を終えたことから、今後は1月中頃の合併協定書の調印式を目指していくことになります。

第5回協議会は69名の

委員の出席のもと開催され、「新市建設計画」や「議会議員の取扱い」など7項目の「合併協定項目」についての協議が行われ、それぞれ承認されました。

このうち、「新市建設計画」は、合併後の新市のまちづくりの基本方針などを定めるもので、「豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北海道の拠点都市」という将来像のもと、新市のまちづくりが進められていくこととなり

また、行財政小委員会でこれまで数多くの議論が重ねられてきました「議会議員」や「(仮称)地域協議会」などの取扱いについての「合併協定項目」も、

それぞれ承認されました。この他、広報広聴小委員会から住民説明会の開催などについての報告や、事務局から今後のスケジュールについての説明があり、協議会としての実質的な協議を全て終了するこ

# 第5回協議会の結果

## 報告事項

### ◆各小委員会の開催状況について

前回協議会以降に開催された3つの小委員会の開催状況について報告がありました。

### ◆調整方針修正案について

行財政小委員会から、「議会議員の取扱い」など3項目の調整方針修正案について報告があり、承認されました。

◆広報広聴活動について  
広報広聴小委員会から、これから予定されている広報広聴活動として「住民説明会」の開催や広報資料の作成（「広報版」）について報告があり、承認されました。

## 協議事項

### ◆合併協定項目について

各小委員会で協議が進められてきました7項目の「合併協定項目」について協議が行われ、それぞれ承認されました。（「合併協定項目」の詳細につきましては、4頁をご参照ください。）

▼議会の議員の定数及び任期等について（合併協定項目6）

合併特例法の規定を適用し、平成17年4月30日まで「在任特例」を適用すること、その後の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けること、在任期間中の議員報酬は釧路市選出議員49万円、3町選出議員25万円とするなどについて承認されました。

ことなどについて承認されました。  
▼字名・町名の取扱いについて（合併協定項目21）

釧路市は現行どおりとし、阿寒町、音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」、「音別町」を、白糠町は「釧路市」の後に「白糠」を残すことを原則とすることなどを残すことを原則とすることなどについて承認されました。（参考事例）

（参考事例）  
▼（仮称）地域協議会の取扱いについて（合併協定項目10）

新市における住民の意見反映の機関として、地方自治法の規定に基づく附属機関となる「（仮称）地域協議会」を設置することが承認されました。

### ▼その他の項目について

「特別職の身分等」（合併協定項目12）や「附属機関等」（合併協定項目16）の取扱いについて、それぞれ承認されました。

### 【合併協定項目に関する質疑応答】

（議会の議員の定数及び任期等の取扱い）

●在任特例期間経過後の最初の一一般選挙においては選挙区を設けることとなっているが、2回目以降の一般選挙では、選挙区の取扱いはどのようになるのか。／（行財

政小委員長）小委員会では、選挙区の設置は1回だけといった意見や、2回目以降も設けた方がよいといった意見があつたが、2回目の一般選挙が合併後5年半後となることから、その時の人口などの状況を見て判断することが適当であるとして、新市で協議することとした。

### （新市建設計画）関係

●財政計画では、合併特例債の上限額304億円対し、220億円しか計上されていないが、差額の約80億円についてははどういうな扱いになるのか。／

（事務局）合併特例債については、新市で取り組む事業のうち、先進事例を参考としながら対象となりそうなものを見込んで計上しているが、事業費がまだ分からないものもあることから、差額の取扱いについては、新市における予算編成や新しい総合計画の検討の中で協議していきたい。

▼新市建設計画について（合併協定項目11）  
新市のまちづくりの基本方針や財政計画などを定めた「新市建設計画」が承認されました。

### 併協定項目14）

住民サービスの提供に支障がないよう、これまでの町役場の機能をほとんど残す「（仮称）総合行政センター」を3町の本庁に設ける

# 新市建設計画

## ● 「新市建設計画」とは

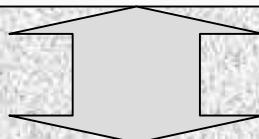
合併特例法に基づく法定の計画として作成するもので、釧路市・阿寒町・白糠町・音別町が合併した後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針などを定めた、いわば新市の基本計画（マスタープラン）としての役割を果たすものです。

## ● 主な内容

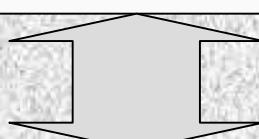
新市のまちづくりを進めていくための基本理念、将来像、基本目標などの「基本方針」や、基本方針実現のための「新市の施策」、財政の状況を推計した「財政計画」を中心に構成しています。また、計画の期間は、合併年度となる平成17年（2005）年度から平成27年（2015）年度の11年間としています。



- 1 新市としての新しい魅力と活力を創出するまちづくり
- 2 地域を支える産業を強め活性化するまちづくり
- 3 個性と伝統文化を尊重し豊かな暮らしを実現するまちづくり
- 4 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり



**豊かな自然の恵み・産業が融合した  
活力ある東北海道の拠点都市**



- 1 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり
- 2 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり
- 3 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり
- 4 東北海道の拠点都市としてのまちづくり
- 5 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり
- 6 いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり
- 7 住民と行政の協働によるまちづくり

# 合併協定項目

「合併協定項目」とは、「合併の期日」や「新市の名称」などのように合併に当たって必ず決めておかなければならない事項や、「議員の取扱い」や「新市建設計画」などのように合併特例法に定められている事項、また住民サービスや行政制度などの違いの調整方針に関する事項など、合併の前に調整をすましておくべき事項として、合併協議会で協議していく項目をまとめたものです。当協議会では、下表のように細項目を含め50項目に分けて協議を進めてきましたが、今号では前号に引き続き、23項目の合併協定項目についてご紹介します。

項目番号	合併協定項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産・基金等の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期等の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分等の取扱い
10	(仮称) 地域協議会の取扱い
11	新市建設計画
12	特別職の身分等の取扱い
13	条例、規則等の取扱い
14	組織機構の取扱い
15	行政委員会の取扱い
16	附属機関等の取扱い
17	一部事務組合・公社等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	使用料、手数料等の取扱い(保険事業を除く)
20	補助金、交付金等の取扱い(各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く)
21	字名・町名の取扱い
22	慣行・顕彰の取扱い
23-01	国民健康保険事業
-02	介護保険事業

項目番号	合併協定項目
24-01	消防防災事業
-02	消防団
25-01	電算システム事業
-02	情報公開及び広報広聴事業
-03	姉妹都市及び国際・国内交流事業
-04	住民活動支援及び交通関連事業
-05	ごみ・し尿処理事業
-06	環境関連事業
-07	障がい者福祉事業
-08	高齢者福祉事業
-09	児童福祉事業
-10	保健医療事業
-11	保育事業
-12	その他福祉事業
-13	農林水産関連事業
-14	商工・観光関連事業
-15	労働者・消費者関連事業
-16	建設関連事業
-17	都市計画事業
-18	市町村営住宅事業
-19	上・下水道事業
-20	公立病院等事業
-21	学校教育事業
-22	社会教育事業
-23	芸術文化・スポーツ振興事業
-24	その他事務事業

※今号では項目番号が□囲みの項目を掲載しています。

新市における対応を次の区分により表記しています。

## ■ 「現行のまま新市に引き継ぐもの」

合併にあたっての対応がなく、現行が引き継がれる場合

## ■ 「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」

「〇〇市(町)の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」

現行の制度や事業を新市全体に適用する場合

## ■ 「新市において廃止するもの」

現行の制度や事業を合併にあたって廃止する場合

## ■ 「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」

新市全体に適用するか否かを合併後に検討する場合

協定項目番号

05

## 財産・基金等の取扱い

4市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぐ。  
なお、基金については以下、1～5の分類により整理する。

### 1 4市町共通の基金を統合するもの

- (1) **財政調整基金**
- (2) **減債基金**
- (3) **土地開発基金**



### 2 類似趣旨の基金を統合するもの

- (1) **(仮称)地域振興基金**
- (2) **(仮称)福祉基金**
- (3) **(仮称)森林基金**
- (4) **(仮称)商工業振興基金**
- (5) **(仮称)公共施設等整備基金**
- (6) **(仮称)教育基金**



### 3 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの

- (1) **釧路市の産炭地域振興基金**
- (2) **阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金**

### 4 基金を地域限定で運用するもの

- (1) **阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金**
- (2) **白糠町の漁業振興基金**



### 5 基金を廃止するもの

- (1) **阿寒町の国営土地償還基金**
- (2) **釧路市及び白糠町の奨学基金**

協定項目番号

06

## 議会の議員の定数及び任期等の取扱い

4市町の議會議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで（合併後1年6カ月余）引き続き新市の議会議員として在任する。

その後の一般選挙における議員定数は法定上限数（38人）とし、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時までに調整する。

なお、2回目以降の一般選挙における選挙区は、新市で協議する。

また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする。

協定項目番号

07

## 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い

合併時に2つの農業委員会（釧路市・阿寒町を選挙区とする委員会、及び白糠町・音別町を選挙区とする委員会）に再編し、各委員会の選挙委員の定数は12人（選挙区の定数は釧路市5人・阿寒町7人、白糠町7人・音別町5人）とする。

また、4市町の選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任する。

ただし、在任特例期間終了後2期（1期3年）以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市で検討する。

協定項目番号

09

## 一般職の職員の身分等の取扱い

合併前の釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により全て新市の職員として引き継ぎ、釧路白糠工業用水道企業団の職員は同条の例により引き継ぐ。

また、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。

なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。

協定項目番号

10

## （仮称）地域協議会の取扱い

新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、（仮称）地域協議会を設置する。

なお、（仮称）地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。

### （名称等）

釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町にそれぞれ（仮称）地域協議会を置くこととし、名称を（仮称）釧路地域協議会、（仮称）阿寒地域協議会、（仮称）白糠地域協議会及び（仮称）音別地域協議会とする。

### （設置目的）

新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。

- ・合併に対する住民の不安の解消
- ・住民意思の反映
- ・市民協働の体制づくり

### （設置区域）

設置区域は旧市町単位とする。

(所掌事務)

(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。

- ・新市建設計画に基づく施策の実施に関すること
- ・総合計画に関すること
- ・当該区域固有の事務事業に関すること
- ・市民協働の推進に関すること

(2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(委員定数等)

各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。

委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。

任期は2年とする。

(報酬)

日額報酬とする。

(組織等)

それぞれの協議会に会長、副会長を置く。

会議の議長、議長の職務代理などは通例による。

委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。

(設置期間)

新市の市長就任後速やかに設置する。

終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。

協定項目番号

1 1

## 新市建設計画

別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

協定項目番号

1 2

## 特別職の身分等の取扱い

市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。

また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。

協定項目番号

1 3

## 条例、規則等の取扱い

合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理する。

また、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、合併時に市長職務執行者の専決処分により必要な条例・規則等を制定し、公布する。

協定項目番号

1 4

## 組織機構の取扱い

職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める。

既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合する。

3町の本庁を（仮称）総合行政センターとし、以下、ア～サの業務を行う。

- ア 行政管理部門（総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務（期日前投票・不在者投票）、本庁との連絡調整）
- イ 地域政策部門（地域振興、活性化対策）
- ウ 施設管理部門（道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等）
- エ 戸籍住民部門
- オ 保健福祉、保険年金（国保、介護、国民年金）部門
- カ 税務部門（申告、納税、税務証明）
- キ 産業部門（産業全般、家畜の防疫）
- ク 環境衛生部門（ごみ、し尿、火葬場、墓地）
- ケ 民生・福祉部門（生活保護・高齢者・障がい者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育）
- コ 教育部門（入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等）
- サ 防災・災害対策部門（行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等）



なお、（仮称）総合行政センターの総括責任者（長）は、部長職以上とする。

また、常備消防は釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する3町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぐが、新市における定員管理計画の策定を行う。

協定項目番号

1 5

## 行政委員会の取扱い

選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合する。

協定項目番号

16

## 附属機関等の取扱い

各市町及び釧路市の現行に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図るが、委員の構成については地域バランスに配慮する。

協定項目番号

17

## 一部事務組合・公社等の取扱い

### 1 一部事務組合の取扱い

4市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う。

また、合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う。

### 2 土地開発公社の取扱い

基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合する。



### 3 振興公社の取扱い

業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討する。

なお、事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする。

協定項目番号

18

## 公共的団体等の取扱い

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 農業協同組合

各農協間の合併協議の推移を見る。



#### (2) 水産業協同組合

組織統合は、それぞれの組合間の協議を優先。

#### (3) 商工団体

組織統合は、それぞれの団体間の協議を優先。

また、補助金は現行を引き継ぎ、団体間の協議の推移を見て調整。

#### (4) 観光協会

#### (5) 消費者協会

各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要。

#### (6) ふるさと会

市町ごとに異なる対応の均衡を新市で調整。



## 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

### (1) 社会福祉協議会

それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整。

### (2) 女性団体

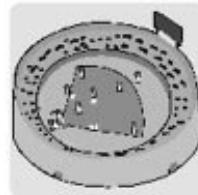
各団体への現行補助金は引き継ぐが、合併後1年程度で補助制度を調整。

### (3) 芸術・文化団体

合併後1年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づける。

### (4) スポーツ団体

各団体を引き継ぐが、合併後1年程度で新市体育協会を発足。



## 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 北海道港湾協会、北海道重要港湾協議会など「港湾関係団体」

### (2) 日本図書館協会、北海道図書館振興協議会など「図書館関係団体」

## 4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

### (1) 子ども会育成連合会

合併後1年程度で新市としての組織体制を検討。

協定項目番号

20

## 補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く）

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 遠距離児童・生徒通学費補助事業

### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金

音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを受け、平成19年3月まで支給を継続。

また、まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ。

#### (2) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度

改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。

また、改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする。

ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る。

なお、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。

### (3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

### (4) 奨学金貸付制度

各自治体の上限を適用し再編。

貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民（その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する）の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。



### (5) スポーツ団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一。

### (6) 農業・畜産業各種利子補給

道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体质強化利子補給」等を新市全体に適用。

### (7) 水産業各種利子補給制度

末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定める。

### (8) 工業等振興条例助成

合併後3年程度で再編。

### (9) 町内会（自治会）活動補助金

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整。

### (10) 街路灯（防犯灯）の設置・維持補助

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編。

### (11) 地方バス路線維持補助金

単独補助路線は生活の足の確保を前提とし、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととし、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考え方を新市に引き継ぎ再編。

## 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 民間土地区画整理事業への助成制度

### (2) 環境保全の資金助成制度

### (3) 就学費援助制度

### (4) 商工業振興融資制度

### (5) 中小企業等活性化推進

### (6) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度



## 4 新市において廃止するもの

### (1) 白糠町の商工部門への産業振興資金貸付

## 5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

### (1) 高等学校の通学費助成

阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましい。

なお、新市としての通学費助成制度を検討。

### (2) 芸術・文化団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整。

### (3) 中心市街地活性化対策

協定項目番号

2 1

## 字名・町名の取扱い

釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を、白糠町は「釧路市」の後に「白糠」を残すことを原則とする。ただし、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合は、各自治体において別途調整するものとする。

なお、「字」の表示は廃止する。

協定項目番号

2 2

## 慣行・顕彰の取扱い

4市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整する。

また、合併時までに市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定める。

協定項目番号

2 4 - 0 1

## 消防防災事業

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 常備消防の施設

施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定。

#### (2) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設

地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎ、雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ。

### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 常備消防の資機材

規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定。

#### (2) 救急出動

救急体制は以下、ア～エのとおりとする。

ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ

イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する

ウ 阿寒町、白糠町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する

エ 高規格救急車が配置されてない地域へ早急に配置する

#### (3) 消防計画・水利計画

消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する。

### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 防災計画

地域防災計画は合併時に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ。



#### (2) 火災出動

広域的な消防活動を円滑に行うため現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する。

また、地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する。

協定項目番号

24-02

## 消防団

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 組織・人員

組織は現行体制とするが、市長の指揮監督下で活動する。

また、団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図る。

#### (2) 分団の構成

現行の分団数、階級定数及び管轄区域を引き継ぐ。



### 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 報酬及び旅費等

#### (2) 退職報償金

協定項目番号

25-01

## 電算システム事業

### 1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 電算システム

「電算システム統合調査委託」の結果を受け、合併時の統合を円滑に推進とともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図る。



### 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 固定資産税電算システム

合併後1年～2年程度で統合。

協定項目番号

25-02

## 情報公開及び広報広聴事業

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

### (1) ホームページの開設

速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。

### (2) 情報公開

情報公開条例に基づき積極的に公開。

### (3) 市町政懇談会

### (4) 広報誌



2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 個人情報保護

### (2) 市長の資産公開



3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 行政手続条例

協定項目番号

25-03

## 姉妹都市及び国際・国内交流事業

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

### (1) 国内姉妹都市等との交流

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 国際姉妹都市等との交流



3 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 釧路市と八千代市との少年スポーツ交歓大会、白糠町と八王子市との子ども交流事業など「国内交流事業」

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

### (1) 国際理解教育の推進

白糠町の「中高生中国派遣事業」及び他市町の類似事業を引き継ぎ、個人負担及び国際理解教育のあり方を新市で検討。

協定項目番号

25-04

## 住民活動支援及び交通関連事業

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 市町バス

路線の見直しや同一路線に対する補助金の統合を新市で検討。



### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 道路除雪及び冬季路面対策

除雪作業初動の降雪量は10cmとする（都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応）。

なお、現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化するとともに、合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料等を調整。

#### (2) 北方領土返還運動事業

### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 交通安全対策会議

#### (2) NPO法人等の活動支援



### 4 白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

#### (1) 交通災害共済制度

協定項目番号

25-24

## その他事務事業

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 庁舎営繕

#### (2) 宿日直勤務



### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 会計の設置（普通、特別、公営事業会計）

4市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施。

また、釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計で一本化することとし、下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ。

なお、1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ。

#### (2) 指定金融機関等の取扱い

新市においても指定金融機関を指定する。

また、新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮。

## 今後のスケジュール

第5回合併協議会で、全ての合併協議項目についての協議が整いましたことから、今後、合併に向けて様々な手続が進められていきます。新市誕生までに予定されている主なスケジュールは次のとおりです。

平成  
17  
年

【1月】

・合併協定書の調印（中頃）

・住民説明会の開催（下旬）

【2月】

・4市町議会で合併の議決

【3月】

・北海道知事へ合併申請書の提出

【6月頃】

・北海道議会の議決

【8月頃】

・総務大臣の告示

【10月11日】

・新市誕生

### 住民説明会のお知らせ

合併協議の内容をお知らせする住民説明会を1月下旬から予定しています。詳しい日時、会場等が決まり次第、市町の広報誌などを通じてお知らせしますので、ぜひ最寄りの会場までお越しください。

なお、収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅。

### (3) 確定申告の方法、公示送達

会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議。



### (4) 住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳ICカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置。

### (5) 住民票の写し等の夜間等交付事務

土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする。

ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う。

イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受付・交付する。

### (6) 議会の開催及び議会報

合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合。

また、議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整。

## 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

### (1) 印鑑登録事務

釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編。

### (2) 工事等の入札

登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討。

### (3) 工事等の指名審査

小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討。